

(仮称)長野市障害者基本計画の策定について

平成21年6月1日
保健福祉部障害福祉課

1 計画策定の趣旨について

国における制度改革の方向や社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして策定するもの。

本市では、障害者自立支援法及び第四次長野市総合計画を踏まえ、地域において、障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で選択し、社会活動に参画でき、人間としての尊厳をもって普通の生活が送れる社会を創造することを基本理念とし、平成13年8月に策定された「第三次長野市障害者行動計画」の計画期間終了後に、新たに策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、長野市における障害者施策の基本的な計画となるものである。

また計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施5ヵ年計画」、長野県の「障害者プラン後期計画」等の内容を十分に踏まえながら、「第四次長野市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ「長野市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定するものである。

なお、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス見込量並びに円滑な実施(新体系への移行)については、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、昨年策定した「第2期長野市障害福祉計画」において明らかにしている。

3 計画の概要について

平成21年度を策定の準備期間とし、平成23年3月策定を目指す
計画期間:平成23年度～平成32年度までの10年間

1 障害者の福祉に関する基本的施策

(1)医療、介護等

障害者が生活機能を回復・取得・維持するための医療及びリハビリテーション

(2)年金等

障害者の自立及び生活の安定のため、年金・手当等の制度

(3)教育

障害者が年齢・能力・障害の状態に応じた教育の内容・方法の改善、充実

(4)職業相談等

障害者の職業選択の自由を尊重し、その能力に応じた職業に従事できるための職業相談・職業指導・職業訓練・職業紹介

(5)雇用の促進等

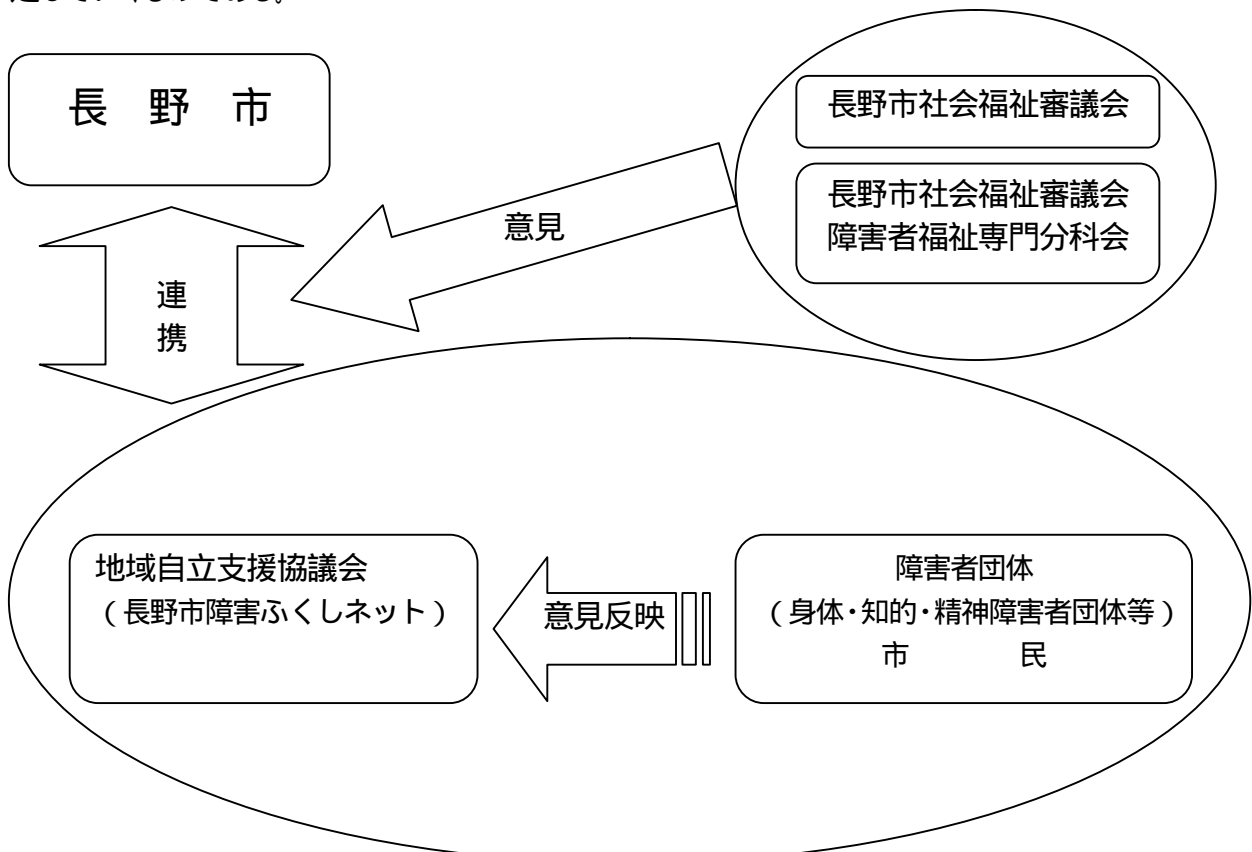
- 障害者雇用の促進のため、職種・職域について優先雇用
- (6)住宅の確保
 - 障害者の日常生活に適する住宅整備
 - (7)公共的施設のバリアフリー化
 - 障害者の自立及び社会参加を支援するため、官公庁施設・交通施設その他の公共的施設の構造及び設備の整備等
 - (8)情報の利用におけるバリアフリー化
 - 障害者が円滑に情報を利用し、意思を表示できるよう情報提供施設の整備
 - (9)相談等
 - 障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等
 - (10)経済的負担の軽減
 - 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減と自立の促進のため、税制上の措置・公共的施設の利用料等の減免等
 - (11)文化的諸条件の整備等
 - 障害者の積極的なレクリエーション活動とスポーツ参加及び施設整備等の整備策

2 障害の予防に関する基本的施策

障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進

4 計画策定体制について

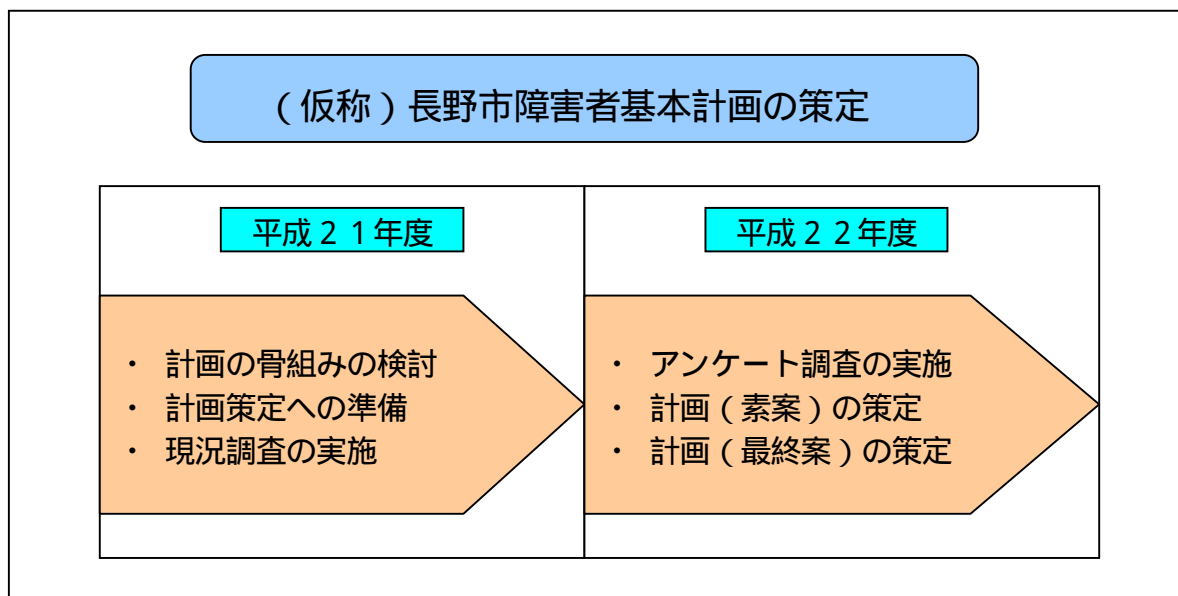
計画の策定は、長野市並びに地域自立支援協議会(長野市障害ふくしネット)が主体となって行いますが、市民や障害者団体等の意見を反映させるとともに、長野市社会福祉審議会及び長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の意見を参考に相互に連携を図りながら計画を策定していくものである。



5 計画策定スケジュールについて

計画の策定については、平成21年度を計画策定への準備期間とし、計画の骨組みの検討をした後、現況調査を実施する予定である。

平成22年度には、アンケート調査を実施した後、計画(素案)の作成を経て、計画(最終案)の策定を行う。



平成21年度

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援委託業者の選定										
計画の骨組み検討										
計画策定の準備										
現況調査準備・実施										
現況調査の集計・分析										
アンケート準備										
長野市社会福祉審議会										
障害者福祉専門分科会										